

組合報 あゆみ

編集・発行／京都建設業事務組合・辰野行政書士事務所

〒602-8048 京都市上京区下立売通油小路東入西大路町139-3 3F

Tel (075) 411-4848・8880 Fax (075) 411-4800

令和 5年 9月

専任技術者要件緩和

今年5月に建設業許可の専任技術者要件の緩和等を行う「施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令」及び関連告示が公布されていますが、その中で「建設業許可の専任技術者要件の緩和」については令和5年7月1日より施行されています（その他の改正内容・時期については、組合報あゆみ 令和5年5月号にてご案内しております）。

これまで、一般建設業許可の専任技術者の要件を満たすには

- ・ 国家資格等を有する
- ・ 10年以上の実務経験を有する
- ・ 指定学科（大学/高校）卒業後、（3年/5年）の実務経験を有する

のいずれかの要件を満たす必要がありましたが、今回の改正により以下のとおり施工管理技士試験に合格している場合、指定学科卒業と同等とみなされ、一級合格者（技士補含む）の場合は大学卒業者と同等の3年・二級合格者（技士補含む）は高校卒業者と同等の5年の実務経験で要件を満たすこととなっています。

技術検定種目	同等とみなす指定学科
土木・造園工事施工管理技士	土木工学
建築施工管理技士	建築学
電気工事施工管理技士	電気工学
管工事施工管理技士	機械工学

ただし、建設業許可29業種のうち、指定建設業となっている7業種（土・建・電・管・鋼・舗・園）および電気通信工事業については緩和対象から除外されているため、従来通りの実務経験が必要です。

また、特定建設業許可の営業所専任技術者要件、建設工事において配置する主任技術者・監理技術者も同様の扱いとなります。

また、経営規模等評価審査申請（経審）においても、審査基準日が令和5年7月1日以降の場合、主任技術者・監理技術者の要件を満たすものとして、専任技術者と同様の緩和となります。（点数は指定学科+実務経験や10年の実務経験と同様です）

他、令和5年7月1日より施行

○監理技術者資格者証における本籍の記載の削除

本籍の記載を行わないこととし、本籍に変更があった場合における資格者証の記載事項の変更に係る届出を不要とする。

○監理技術者資格者証の記載事項に変更があった場合等における新たな資格者証の交付申請

記載事項に変更があった場合又は亡失・破損等した場合に再交付申請等のほか、新たな資格者証の交付申請を行うことを可能とする。

○監理技術者資格者証の更新手続の見直し

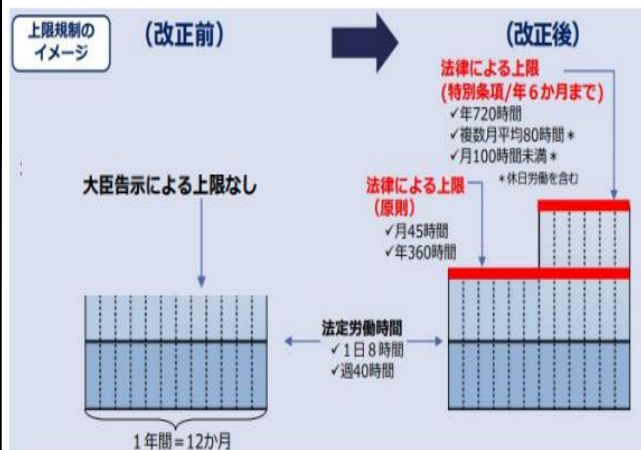
監理技術者資格者証の有効期間の更新の申請は、当該監理技術者資格者証の有効期間満了の日の30日前までに行うものとする。

2024年問題

参考図：厚生労働省ホームページより

建設業における2024年問題とは「働き方改革関連法」が適用される令和6（2024）年4月までに建設業界が取り組まなければならない労働環境問題のことを言います。「働き方改革関連法」とは、正式名称を「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」と言い令和元年に施行。主な法令は大企業では同年4月1日から、中小企業では翌年4月1日から順次適用されています。これまでの「組合報あゆみ」でも幾度も取り上げて参りましたが、建設業では一部の働き方改革関連法案の適用に5年間の猶予が設けられており、令和6年4月1日からはその猶予適用期間が終了します。

まず、時間外労働の上限規制です。労働基準法では「法定労働時間」を、原則1日8時間・週40時間以内と定めており、これを超過する場合は時間外労働に該当します。これまでは“36（サブロク）協定”を締結し届出がされていれば時間外労働に上限の規制はなく、法定労働時間を超過しても罰則はありませんでした。しかしこの適用期間が終了すると時間外労働に罰則付きの上限規制が適用されることとなります。時間外労働は原則『月45時間以内・年360時間以内』で、例外としてやむを得ない事情で労働者と事業所が合意した場合は特別条項が適用されます。

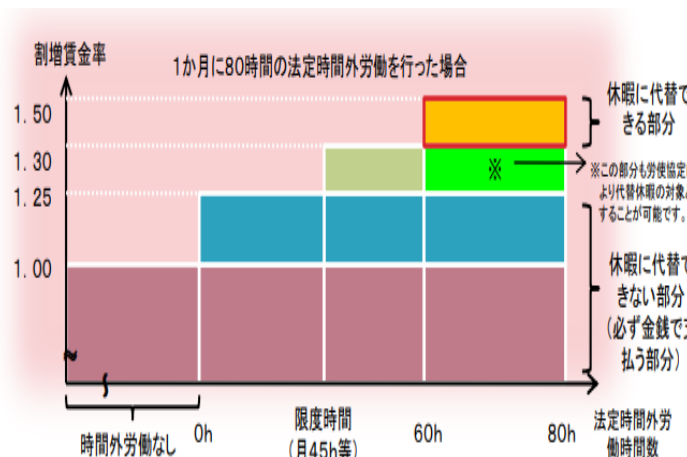


『特別条項』

- ①時間外労働が年 720 時間以内
- ②時間外労働と休日労働の合計が月 100 時間未満
- ③時間外労働と休日労働の合計について、
「2～6ヶ月平均」すべてが1ヶ月あたり 80 時間以内
- ④時間外労働が月 45 時間を超えることができるのは
年 6ヶ月まで

※ただし、災害からの復旧・復興に限り、②と③は適用されません。

そして、令和5年4月に改正された労働基準法では、中小企業における60時間を超える法定時間外労働の割増賃金率が25%から50%へと引き上げられています。月60時間の法定時間外労働の算定には、法定休日に行った労働は含まれませんが、それ以外の休日に行った法定時間外労働は含まれます（法定休日に労働させた場合は35%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない）ので、法定休日とそれ以外の休日はあらかじめ明確に分けておく必要があります。また事業場で労使協定を締結すれば、時間外労働が月60時間を超えた場合に、割増賃金率が25%以上から50%以上に引き上げられた部分の割増賃金の代わりに有給の休暇を付与することが出来ます。代替休暇は、1日または半日単位で時間外労働が1日60時間を超えた当該1ヶ月の末日の翌日から2ヶ月以内に与えることとされています。期間内に取得されなかった場合でも、割増賃金の支払い義務はなくなりません。代替休暇として与える予定であった割増賃金分を含めたすべての割増賃金額を支払わなければならない。



建設業経理事務士

現在、経営規模等評価審査申請（経審）にてお持ちの建設業経理士資格を加点とする場合「建設業経理士 CPD 講習」を受講し試験合格する必要があります。試験に合格または登録講習会を受講した日から 5 年後の年度末までに CPD 講習を受けなければ加点とすることができません（※現在、建設業経理士 CPD 講習を行っているのは（一社）建設業振興基金のみです）。

これまで継続学習制度の認定プログラム対象外とされていた土木施工管理技士会連合会の CPDS プログラム及び建築 CPD 情報提供制度（建築施工管理 CPD 制度含む）は、現在、認定プログラムとなっております。申請方法や単位取得方法は各団体で異なりますので、受講前に該当団体のホームページ等にて取得方法をご確認いただきお申し込みください。また各団体に所属していない場合においても、講習は資格をお持ちの場合どなたでも受講が可能です。

310 円証紙は残っていませんか？

建退共

建退共は 2021 年 10 月より掛金日額が 320 円に変更されており、お手元に残っている 310 円証紙は、現在、建退共事業本部で 320 円証紙への交換受付（郵送）が行われていますが今年 9 月末をもって交換時期が終了します。もし、まだお手元に 310 円証紙が残っている場合は、至急ご対応のほどお願いいたします

最低賃金法

令和 5 年 10 月より改正される最低賃金は、京都府が 968 円→1,008 円・滋賀県が 927 円→967 円（ともに+40 円）と最低賃金を時間額で定めることとなった平成 14 年度以降で最大の引き上げ額となります。最低賃金はパートタイマーやアルバイト等の雇用形態に関係なくすべての使用者および労働者に適用されます。

- ・賃金は通貨で直接、労働者に全額を毎月 1 回以上、一定の期間を定めて支払わなければなりません（労働基準法第 24 条）
- ・また、労働者の同意があっても、最低賃金を下回することは出来ません（同法第 4 条）
- ・最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には罰則が定められています（同法第 40 条）。

最低賃金には、【①臨時で支払われる賃金 ②1 ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等） ③時間外・休日及び深夜手当（深夜割増賃金等） ④精皆勤手当・通勤手当・家族手当】などは含まれません。

最低賃金額との比較方法

- 1・時間給制の場合 $\text{時間給} \geq \text{最低賃金額}$
- 2・日給制の場合 $\text{日給額} \div \text{1 日の所定労働時間（時間額に換算）} \geq \text{最低賃金額}$
日によって所定労働時間数が異なる場合は、 $\text{日給額} \div \text{1 週間における 1 日平均所定労働時間数}$
- 3・月給制の場合 $\text{月給額} \div \text{1 ヶ月の平均所定労働時間（時間額に換算）} \geq \text{最低賃金額}$
 $\text{月給} \div \{ (\text{所定労働時間} \times \text{年間所定労働日数}) \div 12 \text{ ヶ月} \} \geq \text{最低賃金額}$
- 4・出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合
 $\text{出来高払制等によって計算された賃金総額} \div \text{当該賃金計算期間に出来高払制等によって労働した総労働時間数} \geq \text{最低賃金額}$

『労働保険』は従業員だけでなく、会社の安定を守ります

労働保険は政府が管理・運営する“強制保険”です。原則として雇用形態にかかわらず労働者を一人でも雇っていれば労働保険の適用事業所となります。労働災害が発生した場合、事業主から遡って保険料を徴収するほか、労災保険給付に要した費用の全部または一部を徴収される場合があります。

競争入札参加資格審査申請

各省庁への入札参加資格審査申請を例年弊所へご依頼いただいている業者様には、今年7月に申請先の確認をさせていただきましたが、申請先の追加等を検討している、など記載している申請先以外の申請をご希望の場合はお声がけください（各申請先により申請可能時期が異なるため令和6年度からの入札参加が出来ない場合もございます。あらかじめご了承ください）。

また、すでにお伺いしている申請時期に該当する申請先については要項および必要書類の案内が発表され次第、弊所よりご準備いただく書類のご案内をいたしますので、お忙しい中恐れ入りますがお手元に到着しましたら内容のご確認をいただき、期日までにご準備をいただきますようご協力をお願いいたします。

建設工事の入札参加申請には、必ず『経営規模等評価審査申請（経審）』の結果通知書が必要となりますが、各行政によって審査基準日や結果通知日に期限を設けている場合もございますのでご注意ください。

例) 過去の審査基準日や結果通知日

京都市 令和5年度（継続業者）

審査基準日が令和3年4月1日以降で、審査結果通知日が令和4年10月31日以前のもの

京都府 令和5・6年度

審査基準日が令和3年4月1日から令和4年10月31日までにあるもの。

審査結果通知日が令和4年10月31日までであり、かつ、その時点で最新のもの。

宇治市 令和5・6・7年度（市内業者）

資格審査申請日の1年7か月前までの間の決算日を審査基準日とする最新のもの。

主任技術者と監理技術者

建設業の許可を受けている建設業者は、請け負った工事を施工する場合、元請・下請、請負金額の大小に関わらず工事施工の技術上の管理をつかさどる者として、必ず現場に、当該工事について一定の資格を有する者（主任技術者または監理技術者）を置かなければいけません。

建設業法における技術者制度

許可を受けている業種	指定建設業（7業種） （土・建・管・鋼・舗・電・園）			その他（左記以外の22業種） （大・左・と・石・屋・タ・筋・しゅ・板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・井・具・水・消・解）		
	特定建設業者		一般建設業者	特定建設業者		一般建設業者
元請工事における下請金額の合計	4,500 (7,000) 万円以上	4,500 (7,000) 万円未満	4,500 (7,000) 万円未満 できない	4,500 (7,000) 万円以上	4,500 (7,000) 万円未満	4,500 (7,000) 万円以上は契約できない
工事現場の技術者	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	①一級国家資格者 ②四土交通大臣認定者	①一級・二級国家資格者 ③実務経験者（10年以上）	①一級国家資格者 ②指導監督的な実務経験者	①一級・二級国家資格者 ②指定学科+実務経験者 ③実務経験者（10年以上）	
技術者の現場専任	技術者の現場専任	公共性のある工作物に関する建設工事であって、請負金額が4,000 (8,000) 万円以上となる工事				
	監理技術者資格者証の必要性	技術者の専任を要する建設工事の時に必要	必要ない	技術者の専任を要する建設工事の時に必要	必要ない	

公共性のある工事（個人住宅をのぞくほとんどの工事が対象）で、工事1件の請負金額が4,000万円（建築一式は、8,000万円）以上のものについては、工事の安全かつ適正な施工を確保するため、元請・下請問わず工事現場ごとに技術者を専任で置かなければなりません。つまり、他の工事現場の「主任技術者・管理技術者」や「専任技術者」との兼任は認められていません。

決算後の提出は義務です

建設業許可を受けた建設業者は、毎年決算終了後4ヶ月以内に【事業年度終了変更届】を提出しなければなりません。現在、過去5年間【事業年度終了変更届】未提出業者の建設業許可更新の受付は受理されません。工事経歴書については弊所ホームページにてエクセル入力出来る様式も掲載しておりますので、是非ご利用ください。（経営規模等評価審査申請の有無により、様式が異なります。）